

令和 6 年外部監査公表第 2 号

地方自治法第 252 条の38第 6 項の規定に基づき市長等から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 6 年11月13日

名古屋市監査委員	松 井 よしのり
同	森 ともお
同	小 林 史 郎
同	小 川 令 持

令和 6年外部監査報告第 1号関係分（令和 6年 2月16日報告）

スポーツ市民局、経済局、観光文化交流局、健康福祉局、子ども青少年局、教育委員会、交通局、有限会社アイ・ティー・オー、社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団、公益財団法人名古屋国際センター、社会福祉法人名古屋市市中村区社会福祉協議会、公益社団法人名古屋市シルバー人材センター、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会、社会福祉法人むつみ福祉会

（令和 6年 8月31日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）
第 6 13(2)	（事業No. 62）障害者基幹相談支援センターの運営事業 相談件数の集計、報告について ア 検出事項 市は、各区の障害者基幹相談支援センター管理者から、各区における相談支援件数の実績、障害支援区分認定調査件数の実績など、障害者基幹相談支援センターの事業内容について、毎月報告を受けている。 ■ A区障害者基幹相談支援センター 同じ日に内容・方法が異なる相談支援を行った場合に、該当する支援区分それぞれの相談実績件数として計上すべきところ、相談支援を行った障害者（児）の数を実績件数として報告しており、報告件数が過少となっていた。 ■ B区障害者基幹相談支援センター 障害支援区分認定調査の際に相談業務も行ったにもかかわらず、その相談業務の件数について実績件数として報告していなかった。 イ 指摘 相談件数の数は、相談員の配置人数を適切な数に調整するための重要な指標となる。そのため、市は相談件数について集計の正確性を確保する必要がある。 特に、計上方法について定めた文書の配布が平成31年度当初のみであり、明らかにこの周知不足が今回の誤りの原因の一つであると考えられる。 今後は正確な集計がされるよう、適切な統制の構築を行うことが必要であ	本件は、指摘事項にもあります通り、相談実績件数の計上方法の周知不足が原因であると考えております。 今回の件を受けて、令和 5年 8月25日に各区の障害者基幹相談支援センター管理者に対し、事業内容報告書（第3号様式）の計上方法について周知を行ったところですが、年度が替わったことを受け、令和 6年 5月23日の障害者基幹相談支援センター運営・調整会議の場でも改めて周知を行ったところです。 今後も、正確な集計がされるよう、少なくとも毎年、受託法人で人事異動があるタイミングである年度当初に計上方法の周知を継続してまいります。 （健康福祉局障害者支援課）

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）
	る。 なお、健康福祉局は今回の件を受けて、令和 5年 8月25日に各区の障害者基幹相談支援センター管理者に対し、事業内容報告書（第 3号様式）の計上方法について再周知を行っている。 （健康福祉局障害者支援課）	
第 6 20(2)	（事業No. 71）発達障害者の支援事業 事業概要における主な事業実施状況の公表数値の誤りについて ア 検出事項 令和 3年度の「事業概要」で公表したデータが他の年度のデータと乖離が大きいため市が再確認したところ、誤りが判明し、令和 4年度の「事業概要」で過年度のデータを公表する際に正しく修正して公表した。資料の作成者とは別に査閲者を設けてダブルチェックの体制を整えていたが、作成者・査閲者ともに誤りに気付くことができず誤ったデータが公表された。 イ 指摘 外部公表資料である「事業概要」のデータが誤っていたため、ダブルチェックの体制を強化する、前年度の担当者から適切な引継ぎを受けられる体制を構築するとともに過年度のデータとの比較や整合性を検討し、正しい情報を公表すべきである。 （子ども青少年局子ども福祉課）	本件は作成担当者及び査閲者が集計に関する認識を誤っていたため、他資料と数字が乖離していることに気づけなかったことが原因です。 今回の指摘を受け、令和 6年 4月 1日より統計に関わる担当者を 1名から、3名（担当者 2名、総括 1名）に増やし、ダブルチェックの体制を強化するとともに、事業概要作成にかかる引継書を作成することで、適切な引継ぎを受けられる体制を構築しました。 今後は、集計した相談件数、研修の実施回数や参加者人数について、過年度実績と比較し、合理的な範囲内で数値が推移しているかどうかの確認と、乖離が発生している場合の増減理由の検証を行い、複数の担当者で相互に確認し合うことで、正しい情報を公表できるように努めてまいります。 （子ども青少年局子ども福祉課）
第 6 20(3)	（事業No. 71）発達障害者の支援事業 事業概要及び発達障害者支援体制整備検討委員会資料における面談回数の誤りについて ア 検出事項 令和 3年度の「事業概要」で公表したデータの集計方法の誤りが判明し、令和 4年度の「事業概要」で過年度のデータを公表する際に正しく修正して公表した。資料の作成者とは別に査閲者を設けてダブルチェックの体制を整えていたが、作成者・査閲者ともに誤	本件は作成担当者及び査閲者が集計に関する認識を誤っていたため、他資料と数字が乖離していることに気づけなかったことが原因です。 今回の指摘を受け、令和 6年 4月 1日より統計に関わる担当者を 1名から、3名（担当者 2名、総括 1名）に増やし、ダブルチェックの体制を強化するとともに、事業概要作成にかかる引継書を作成することで、適切な引継ぎを受けられる体制を構築しました。 今後は、集計した相談件数、研修の

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）
	りに気付くことができず誤った情報が公表された。 イ 指摘 外部公表資料である「事業概要」及び市の内部資料である「発達障害者支援体制整備検討委員会資料」のデータが誤っていたため、ダブルチェックの体制を強化する、前年度の担当者から適切な引継ぎを受けられる体制を構築するとともに過年度のデータとの比較や整合性を検討し、正しい情報を公表すべきである。 （子ども青少年局子ども福祉課）	実施回数や参加者人数について、過年度実績と比較し、合理的な範囲内で数値が推移しているかどうかの確認と、乖離が発生している場合の増減理由の検証を行い、複数の担当者で相互に確認し合うことで、正しい情報を公表できるように努めてまいります。 （子ども青少年局子ども福祉課）
第 6 23(4)	（事業No. 77）障害者就労支援センター等への運営補助事業 障害者雇用支援センターにおける共通費の配分計算について ア 検出事項 名古屋市社会福祉協議会（以下「社協」という。）では複数の拠点で業務を行っているが、当障害者雇用支援センター拠点においては、以下の 3つの事業を行っている。 ■障害者就労移行支援事業 ■障害者就労定着支援事業 ■障害者就労支援センター等事業 そのため、当障害者雇用支援センター拠点における資金収支については、上記の 3つの事業に区分して経理している。 ここで、これらの事業に共通して費用が発生する場合がある。具体的には、上記 3つの事業全てで使用する消耗品費などである。このような事業共通経費については、経理上一定の按分基準を用いて各事業に按分する必要がある。 イ 指摘 1 障害者就労定着支援事業に、共通経費が按分されていない。 経済的実態に基づいて、障害者就労定着支援事業でも共通経費を負担させるよう、按分基準を定める必要がある。 （社会福祉法人名古屋社会福祉協議会）	本件は、社協において、事業区分ごとの事業規模に応じて共通経費を按分する意識はあったものの、会計処理についての認識が不足し、恣意性を排除できる按分手法を採っていなかったものです。 今回の指摘を受け、共通経費について、令和 6年度予算から相談延件数で按分し執行されるよう見直しを行い、改善が図られました。 （健康福祉局障害者支援課）

番号	指摘（監査結果）	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)
	ウ 指摘 2 消耗品費の発生はその消耗品を購入した時点で認識される。また、消耗品をいつ購入するかは、社協が自由に決定できる。 これを踏まえると、社協の採用している発生月による按分基準だと、消耗品を購入する時期によって、共通経費を恣意的に各事業に按分することが可能となる。例えば、年間で用いる消耗品の大半を 4月から11月に購入すると、共通経費の大半を障害者就労移行支援事業に按分させることが可能となる。 そのため、共通経費の按分基準は、できる限り恣意性を排除できる客観的な基準が望ましいものとされている。例えば、各事業の支援員の配置数など、できる限り恣意性が排除される按分基準が考えられる。 今後は、共通経費の按分基準について、恣意性を排除できる客観的な基準を検討し、按分する必要がある。 （社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会）	
第 6 23(5)	（事業No. 77）障害者就労支援センター等への運営補助事業 運営補助金精算額計算書の支出の算出方法について ア 検出事項 市は社協に障害者雇用支援センター運営費補助金を交付している。社協は、その補助金に対して精算額を計算している。 令和 4年度の障害者雇用支援センター運営費補助金精算額計算書は以下のとおりである。 （表 略） これを見ると、補助金収入と支出が同額で記載されており、収入額－支出額で計算される返還額欄が 0円となっている。 一方、社協の作成した決算書のうち、当障害者雇用支援センター運営にかかる資金収支計算書は以下のとおりであ	本件は、社協において、交付された補助金に対する精算という趣旨で、補助金から支出した内訳として精算額計算書が作成されていたことが原因です。 今回の指摘を受け、精算額計算書については、令和 5年度精算から、支出額どおりでの作成、提出がなされるよう改善が図られました。 （健康福祉局障害者支援課）

番号	指摘（監査結果）	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)
	る。 （表 略） これを見ると、収入額－支出額で計算される資金収支差額は△ 8,380,529円となっている。 精算額計算書上の収支同額に対し、資金収支計算書上の収支はマイナスとなっている理由について社協に質問したところ、精算額計算書上は補助金額と同額となるよう支出を調整して計上したとのことであった。 すなわち、精算額計算書上の支出額は、経済的実態としての支出額ではなく、精算額計算書上の収支を同額とするために支出を過少計上している。 イ 指摘 運営費補助金精算額計算書は補助金に対しいくらの支出があったのか、補助金よりも支出が少なかった場合にはいくら返還が必要なのかを確認する目的で作成されるものである。その趣旨に鑑みれば、返還額欄がマイナスになっていたとしても補助金の精算額に影響はない。 むしろ、交付される補助金では支出を賄っていない現状を明らかにすることで、今後も同水準の補助金交付額だった場合に、当事業の継続性に問題がないかを市と社協とで協議する必要がある。 そのため、精算額計算書に記載する支出額は、補助金額と同額に調整せず、実際の支出額を記載する必要がある。 （社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会）	
第 6 24(6)	（事業No. 78）ワーク・ライフ・バランスの推進事業 未更新企業の認証マークの使用について ア 検出事項 ワーク・ライフ・バランス推進企業の初回の認証期限は 3年間であり、3年目に更新申請が必要であるが、認証期限が到来し未更新となった後にも、	本件は未更新時に認証マークの使用期間を明確に伝達できていなかったこと及び本市において使用状況の確認を行っていなかったことが原因です。 今回の指摘を受け、令和 6年 2月時点で認証期間外の使用を確認した企業に対しては、文書で通知するとともに各企業のホームページで使用状況を確認しました。

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）						
	認証マークを引き続き使用している企業が検出された。 イ 指摘 認証企業に対して認証時及び更新時に認証マークの使用可能期間を明確に伝達し、認証期間外の使用を防止するとともに、市においても未更新企業が認証マークを引き続き使用していないことを確認すべきである。また、認証マークに認証期間の記載を求め、利用者に対して認証期間を明確にすることも有用である。（経済局労働企画室）	また、令和 6年 3月末以降に未更新となった企業に対しては、未更新となった時点で文書で通知するとともに、翌年度の 8月を目途に各企業のホームページで使用状況を確認する運用に見直しを行いました。 今後も認証マークの適切な使用がなされるよう努めてまいります。 （経済局労働企画課）						
第 6 34 (市) (2)	（事業No. 396）地域における情報の多言語化事業 機械翻訳システム運用業務に関する契約について ア 検出事項 市は令和 5年度において、市公式ウェブサイト に機械翻訳を導入するにあたり、「名古屋市ウェブサイト機械翻訳システム運用業務委託契約」を行った。 当契約は地方自治法施行令第 167条の 2第 1項第 1号及び名古屋市契約規則第19条により、随意契約にて契約締結を行った。随意契約の場合は、2人以上の者から見積書を徴取しなければならないとされている。したがって、当契約については以下のとおり、2社から見積書の徴取が行われ、結果としてA社と契約締結に至った。 <table><tr><th>見積書徴取先</th><th>見積金額</th></tr><tr><td>A 社</td><td>508, 200円</td></tr><tr><td>B 社</td><td>3, 960, 000円</td></tr></table> 表のとおり、B社の見積金額はA社の見積金額との乖離が大きい。しかし、市はA社及びB社の見積書の徴取をもって、2人以上の者から見積書を徴取しなければならないとする要件を満たしていると判断し、A社の見積金額の適正性について検討を行っていない。なお、上記のような乖離が生じた理由として、市はA社のサービスは単独の	見積書徴取先	見積金額	A 社	508, 200円	B 社	3, 960, 000円	本件は、本市が求めるサービス内容に関する表現が不明瞭な部分もあったため、各社において独自の解釈が可能となった結果、オーバースペックなサービスを提供する見積書を徴取することとなり、見積金額に大きな乖離が生じたと考えております。 今回の指摘を受け、今年度は見積条件として提示した情報を見直し、本市が求めるサービス内容について具体的な例を示したうえで、不明瞭な表現を削除する等、各社の解釈にばらつきが生じないようにしました。 また、大幅な見積金額の乖離があった場合には、他の者から見積書を徴取するなど、見積金額の適正性について柔軟に検討するよう課内に周知徹底しました。 今後も、適正な競争が担保されるよう、適切に対応してまいります。 （観光文化交流局国際交流課）
見積書徴取先	見積金額							
A 社	508, 200円							
B 社	3, 960, 000円							

番号	指摘（監査結果）	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)
	既存翻訳サービスを活用したものである点、B社は複数の既存翻訳サービスを組み合わせたものである点にあると考えている。 イ 指摘 今回の随意契約にあたり、2人以上の者から見積書を徴取しなければならないという要件は、形式的には満たしている。一方で、2人以上の見積書を比較することで契約金額の適正性を判断するという趣旨を鑑みると、実質的には意味の乏しい行為であると考えられる。 要求する仕様に対し、それを満たす必要はあるがオーバースペックである必要はないものと考えられる。今回契約締結に至ったA社のサービスは単独の既存翻訳サービスを活用したものであるという点から、あえてサービス内容の異なる複数の既存翻訳サービスを組み合わせた先を選定する必要はない。むしろ同内容のサービスを提供している先を見積徴取候補とする方が比較可能性の点から良かったものと考えられる。 したがって、見積候補先の選定にあたっては単に形式的に要件を満たせばいいのではなく、サービス内容が同じで要件の趣旨に合致するような先を複数選定すべきであり、仮に大幅な見積金額の乖離があった場合には他の者から見積書を早急に追加（3人目）で徴取する等、見積金額の適正性について柔軟に検討すべきであったと考えられる。（観光文化交流局国際交流課）	
第 6 34 (団 体) (2)	（事業No. 396）地域における情報の多言語化事業 成果指標の見直しについて ア 検出事項 （公財）名古屋国際センターは市の外郭団体であり、経営戦略計画において平成30年度から令和 4年度における5年間分の成果指標の設定を行っている。以下の表は、「情報サービスコー	本件は、令和 3年度及び令和 4年度の情報サービスコーナー及びライブラリー来館者数に係る目標値について、新型コロナウイルス感染症に伴う来館者数の大幅な減少を認識しつつも、感染症影響の先行きが見通せないなかで達成見込のある具体的な数値を設定することは非常に難しく、適切な指標を設定できなかったものです。

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）
	ナー及びライブラリー来館者数」に関する成果指標の目標値及び実績値の推移である。 （表 略） しかし令和 2年度において新型コロナウイルス感染症に伴い、来館者数が大幅に減少することが見込まれ、利用者に対しても来館しないようにアナウンスをしていたことから、令和 3年度及び 4年度の目標値について、令和元年度の実績値を維持するという目標値へ見直しを行った。 イ 指摘 当初設定した成果指標について、新型コロナウイルス感染症に伴い見直しを行ったものの、来館しないようにアナウンスしていた状況と来館者を維持するという目標の間には依然として方向性に乖離が生じていた。また（公財）名古屋国際センター自体が目標達成は厳しいものと認識しており、当事業について適切なPDCAサイクルが機能していなかったものと考えられる。 したがって、団体として明らかに達成不可能な指標ではなく事業の進捗状況を有効に評価できるような適切な指標に沿って確実に事業の遂行を行うよう、成果指標について、状況に合わせて適切に見直しを行う、もしくは新たな指標の追加を検討する等、柔軟な対応をすべきであった。 （公益財団法人名古屋国際センター）	感染症による社会変化を踏まえて、公益財団法人名古屋国際センターが新たに策定した「第 4次経営戦略計画」における令和 5年度から令和 9年度の成果指標については、来館・電話のほかメールやオンラインによる対応など、ニーズに応じた様々な相談に適切に対応することを重んじ、「来館者数」ではなく「利用者の満足度」を成果指標とする見直しを行いました。 今後も事業の実施状況等を的確に把握しながら、成果指標について、状況に応じて見直しを行うなど適切な対応に努めるよう連携を密にしていまいます。（観光文化交流局国際交流課）